

平成30年北海道胆振東部地震と法的支援について

平成30年9月8日

札幌総合法律事務所

弁護士 石 塚 慶 如

TEL : 011-281-8448

Mail : ishizuka@sapporo-sogo-lo.com

1 本情報について

本情報は、平成30年北海道胆振東部地震を受けて、可能な法的支援について簡単にまとめたものです。医療、福祉、介護の関係事業者様におかれましては、各事業所・施設のほか、利用者様やご家族の皆様などに周知していただけると幸いです。

2 災害救助法による支援 (市町村に申請)

今回の地震では道内179市町村に災害救助法の適用があり、以下の支援の可能性あります。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

特に、住宅の応急修理が必要な場合は数多いと思います。応急修理の要件や支出限度額などについては、各市町村に確認してください。

3 罹災証明書について (市町村に申請)

以下の支援策などを受ける場合には、罹災証明書の交付が必要となります。市町村による被害状況調査の上で、罹災証明書の交付を受け、各種支援措置に活用いただくことになります。

給付支援	被災者生活再建支援金，義援金 等
融資	(独)住宅金融支援機構融資，災害援護基金 等
減免・猶予	税，保険料，公共料金等
現物支給	災害救助法に基づく応急仮設住宅 住宅の応急修理

4 火災保険金の請求について (保険会社に請求)

火災保険の請求にあたり、家屋が損壊して保険証券を確認ができないなどの理由から、加入保険会社が不明な場合などに、日本損害保険協会が契約内容の照会に応じています。契約者本人、配偶者、子、親、兄弟からの問い合わせに応じていますので、ご利用下さい。

一般社団法人日本損害保険協会「自然災害損保契約照会センター」

0120-501-331 (平日9:15～17:00)

5 災害でローン支払いが困難になったときは (メイン金融機関に申請)

今回の震災の影響で住宅ローン、リフォームローン、事業性ローンなどの既存債務を弁済できなくなった個人債務者が、支払不可能な状況になったとしても、破産をせずに債務を整理して支払っていく措置が可能になる場合があります。これにより、自宅などを残す可能性が生まれます。

金融機関への申請が必要ですが、弁護士による手続支援が可能ですので、弁護士会などにご相談下さい。

6 今後の情報について

震災関連の法律情報、介護福祉や医療に関する法律関係の情報の取得をご希望の場合には、ishizuka@sapporo-sogo-lo.comまでご連絡ください。

また、貴法人、事業所が行っている事業や、お客様において法的支援や助言が必要な場合にも、上記アドレスにご連絡いただければ、可能な対応をさせていただきます。

<作成者プロフィール>

石塚慶如 (いしづかやすゆき)

弁護士(札幌弁護士会所属)。立命館慶祥高校卒業後、立命館大学を大学院飛び級入学のため中退し、同大学院法務研究科修了。平成21年に弁護士登録後、相続・後見・財産管理などの高齢者の支援や、介護事業所や施設向けの支援を行っている。

事業所や施設の顧問として事故予防・最新情報の提供・労務の適切化支援のほか、各種講演を多数行っている。

また、介護新聞にて「事例でわかりやすく解説 弁護士との連携」を連載中。